

平成23年9月定例会

県土整備委員会説明資料（その2）

企 業 局

目 次

I 提 出 案 件	1
1 平成22年度決算に係る資金不足比率の報告について	1

I 提出案件

1 平成22年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県電気事業会計	— %
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

徳 監 第 1 0 3 号
平 成 2 3 年 9 月 1 3 日

徳 島 県 知 事 飯 泉 嘉 門 殿

徳 島 県 監 査 委 員
徳 同 同 同 同

福 西 片 喜 岡

永 山 多 田

義 正 隆 宏 理

和 二 司 思 絵

平 成 2 2 年 度 決 算 に 係 る 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 の
平 成 2 2 年 度 決 算 に 係 る 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 の
審 査 意 見 に つ い て

地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ い て 審 査 に た
付 資 金 不 足 比 率 に 関 する 意 見 第 2 項 の 規 定 に 基 づ い て 審 査 に 付 され た

資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

知事から提出された平成22年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の手続

審査にあたっては、算定の基礎となる事項を記載し、書類等の計数を確認し、比率が適正に算定されていることを確認し、職員の考慮を聴取し、適正であることが認められる。

第 3 審査の意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものと認められる。

会 計 名	平成22年度	経営健全化基準
徳島県流域下水道事業特別会計	— %	2 0 %
徳島県港湾等整備事業特別会計	—	2 0
徳島県病院事業会計	—	2 0
徳島県電気事業会計	—	2 0
徳島県工業用水道事業会計	—	2 0
徳島県土地造成事業会計	—	2 0
徳島県駐車場事業会計	—	2 0

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。